

大阪広域水道企業団議会議員全員協議会に関する規程

平成24年7月30日

大阪広域水道企業団議会規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪広域水道企業団議会会議規則（平成23年大阪広域水道企業団議会規則第1号）第116条第2項の規定に基づき、大阪広域水道企業団議会議員全員協議会（以下「全員協議会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(協議又は調整に関する事項)

第2条 全員協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 企業団の事業に係る課題及び企業団議会の運営に関すること。
- (2) 企業長の要請に基づく協議又は報告に関すること。
- (3) その他議会運営上の事項で、議長が必要と認めるもの。

(招集)

第3条 全員協議会は、議長が招集する。

2 議員の定数の4分の1以上の者から、協議又は調整すべき事件を示して招集の要求があったときは、議長は、全員協議会を招集しなければならない。

(議事整理及び秩序保持)

第4条 議長は、全員協議会の議事を整理し、秩序を保持する。

(議長の職務代行)

第5条 議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

2 議長及び副議長とともに事故あるときは、年長の議員が議長の職務を行う。

3 前項の議長の職務は、前条、第8条、第9条、第10条及び第11条第1項に定めるものとする。

(定足数)

第6条 全員協議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ会議を開くことができない。

(議員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めるときは、議員以外の者の出席を求めることができる。

(説明者の出席)

第8条 議長は、企業長その他必要があると認める企業団職員等に、全員協議会への出席を求めることができる。

(公開)

第9条 全員協議会は、公開する。ただし、議長が必要があると認めたときは、会議に諮って非公開とすることができます。

(傍聴)

第10条 全員協議会の傍聴の取扱いは、大阪広域水道企業団議会傍聴規則（平成23年大阪広域水道企業団議会規則第2号）に準じて行う。

(記録)

第11条 議長は、全員協議会の議事、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を議会事務局職員に作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(議長及び副議長がともに欠けたときの特例)

第12条 議長及び副議長がともに欠けたときは、その選挙のために招集される議会までの間、事務局長は、議会の運営等に関する事項を協議するため、全員協議会を開くことができる。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は全員協議会で協議して別に定める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。